

岩手県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林の所在場所 大船渡市三陸町綾里字館90の2、93の2、字熊之入77の5（次の図に示す部分に限る。）、96の3、113の20
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。